

関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律施行令案 新旧対照条文

○国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）	1
○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）	2
○空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）	3
○国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）	5
○道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）	6
○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百五十八号）	7
○内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第八十三号）	8
○空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十年政令第九十七号）	9
○地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）	10
○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）	15
○文化財保護法施行令（昭和五十年政令第二百六十七号）	16
○司法書士法施行令（昭和五十三年政令第三百七十九号）	17
○土地家屋調査士法施行令（昭和五十四年政令第二百九十八号）	18
○財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五号第二項第三号に規定する法人を定める政令（平成十三年政令第九号）	19
○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）	20
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）	21
○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）	23
○職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）	24
○特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）	25

改正案	現行
<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一〇九十二（略） 九十三 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号。以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社（昭和五十九年法律第五十三号）により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。） 九十四〇百五十四（略） 百五十五 新関西国際空港株式会社 （法第八条第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。 一〇六十三（略） 六十四 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この号に置いて「設置管理法」という。） 〔法附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社に より設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）〕 六五五〇九十四（略） 九十五 新関西国際空港株式会社</p>	<p>（法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の二 法第七条の二第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。 一〇九十二（略） 九十三 関西国際空港株式会社 九十四〇百五十四（略） （法第八条第一項に規定する政令で定める法人） 第九条の四 法第八条第一項に規定する政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。 一〇六十三（略） 六十四 関西国際空港株式会社 六五五〇九十四（略）</p>

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）（附則第十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
別表第十(第六十条の二関係) 一〓三十五 (略) 三十六 削除 三十七〓七十六 (略) 七十七 新関西国際空港株式会社	別表第十(第六十条の二関係) 一〓三十五 (略) 三十六 関西国際空港株式会社 三十七〓七十六 (略)

○空港法施行令（昭和三十一年政令第二百三十二号）（抄）（附則第十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（空港）
 第一条 空港法（昭和三十一年法律第八十号。以下「法」という。）第
 四条第一項第一号から第五号までに掲げる空港の位置は、それぞれ別
 表第一の位置の欄に掲げるとおりとする。
 2 法第四条第一項第六号に掲げる空港の名称及び位置は、別表第二の
 とおりとする。
 3 （略）

（空港）
 第一条 空港法（昭和三十一年法律第八十号。以下「法」という。）第
 四条第一項第一号から第四号までに掲げる空港の位置は、それぞれ別
 表第一の位置の欄に掲げるとおりとする。
 2 法第四条第一項第五号に掲げる空港の名称及び位置は、別表第二の
 とおりとする。
 3 （略）

別表第一（第一条関係）

別表第一（第一条関係）

名称	位置
（略）	（略）
関西国際空港	大阪府泉南郡田尻町
大阪国際空港	兵庫県伊丹市

名称	位置
（略）	（略）
関西国際空港	大阪府泉南郡田尻町

別表第二（第一条関係）

別表第二（第一条関係）

名称	位置
（略）	（略）
新潟空港	新潟県新潟市
広島空港	広島県三原市

名称	位置
（略）	（略）
新潟空港	新潟県新潟市
大阪国際空港	兵庫県伊丹市

(略)	
(略)	
(略)	広島空港
(略)	広島県三原市

改 正 案	現 行
<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一、六十五（略）</p> <p>六十六 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号。以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社（昭和五十九年法律第五十三号）により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）</p> <p>六十七、二百二十四（略）</p> <p>百二十五 新関西国際空港株式会社</p> <p>2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一、八十一（略）</p> <p>八十二 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）</p> <p>八十三、百六（略）</p> <p>百七 新関西国際空港株式会社</p>	<p>（継続長期組合員につき組合員期間の通算を認める公庫等又は特定公庫等の範囲）</p> <p>第四十三条 法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等（以下「公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一、六十五（略）</p> <p>六十六 関西国際空港株式会社</p> <p>六十七、二百二十四（略）</p> <p>2 法第二百二十四条の二第一項に規定する特定公庫等（以下「特定公庫等」という。）に係る同項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一、八十一（略）</p> <p>八十二 関西国際空港株式会社</p> <p>八十三、百六（略）</p>

改正案	現行
<p>（緊急自動車）</p> <p>第十三条 法第三十九条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したものの（第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>一の二 国、都道府県、市町村、成田国際空港株式会社、新関西国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの</p> <p>一の三 十一（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（緊急自動車）</p> <p>第十三条 法第三十九条第一項の政令で定める自動車は、次に掲げる自動車で、その自動車を使用する者の申請に基づき公安委員会が指定したものの（第一号又は第一号の二に掲げる自動車についてはその自動車を使用する者が公安委員会に届け出たもの）とする。</p> <p>一（略）</p> <p>一の二 国、都道府県、市町村、<u>関西国際空港株式会社</u>、成田国際空港株式会社又は医療機関が傷病者の緊急搬送のために使用する救急用自動車のうち、傷病者の緊急搬送のために必要な特別の構造又は装置を有するもの</p> <p>一の三 十一（略）</p> <p>2（略）</p>

○後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和三十六年政令第二百五十八号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第二条第二項に規定する政令で定める事業）</p> <p>第一条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が五千万円未満のもの、維持修繕に係るもの及び局部改良事業として行われるもの以外のもの</p> <p>イヌヌ （略）</p> <p>ル 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港のうち、同法第四条第一項第六号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港の施設に係る新設又は改良の工事に関する事業</p> <p>ヲ （略）</p> <p>二 （略）</p>	<p>（法第二条第二項に規定する政令で定める事業）</p> <p>第一条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第二項に規定する政令で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が五千万円未満のもの、維持修繕に係るもの及び局部改良事業として行われるもの以外のもの</p> <p>イヌヌ （略）</p> <p>ル 空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港のうち、同法第四条第一項第五号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港の施設に係る新設又は改良の工事に関する事業</p> <p>ヲ （略）</p> <p>二 （略）</p>

○内閣府において経費の配分計画に関する事務を行う事業等を定める政令（昭和四十七年政令第百八十三号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号。以下「法」という。）第四条第三項第十九号の振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 空港法（昭和三十一年法律第八十号）<u>第四条第一項第六号</u>に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港に係る同法第六条第一項及び第八条第一項に規定する工事</p> <p>八～十九 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>第一条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号。以下「法」という。）第四条第三項第十九号の振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものは、次のとおりとする。</p> <p>一～六 （略）</p> <p>七 空港法（昭和三十一年法律第八十号）<u>第四条第一項第五号</u>に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港に係る同法第六条第一項及び第八条第一項に規定する工事</p> <p>八～十九 （略）</p> <p>2 （略）</p>

○空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十年政令第九十七号）（抄）（附則第二十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1 附則 （略）</p> <p>2 第一条の規定による改正前の空港整備法施行令別表第二に規定する八尾空港は、当分の間、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の空港法（昭和三十一年法律第八十号。次項において「新空港法」という。）第四条第一項第六号に掲げる空港とみなす。</p> <p>3 （略）</p>	<p>1 附則 （略）</p> <p>2 第一条の規定による改正前の空港整備法施行令別表第二に規定する八尾空港は、当分の間、空港整備法及び航空法の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の空港法（昭和三十一年法律第八十号。次項において「新空港法」という。）第四条第一項第五号に掲げる空港とみなす。</p> <p>3 （略）</p>

改正案	現行
<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲） 第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 独立行政法人国民生活センター（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センターを含む。）、独立行政法人日本原子力研究開発機構（独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構並びに日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）、独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）、独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）、日本たばこ産業株式会社、独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター、同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散</p>	<p>（継続長期組合員に係る公庫等の範囲） 第三十九条 法第四百十条第一項に規定する政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 独立行政法人国民生活センター（独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧国民生活センターを含む。）、独立行政法人日本原子力研究開発機構（独立行政法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律第五十五号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究所及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧核燃料サイクル開発機構並びに日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団を含む。）、独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法（平成十四年法律第六十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）、独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法（平成十四年法律第三十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）、日本たばこ産業株式会社、独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センター、同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十年法律第九十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により</p>

した旧日本学校安全会を含む。)、国立教育会館の解散に関する法律(平成十一年法律第六十二号)第一項の規定により解散した旧国立教育会館、独立行政法人日本学術振興会(独立行政法人日本学術振興会法(平成十四年法律第五十九号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。)、放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)第三条に規定する放送大学学園(同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。)、独立行政法人日本芸術文化振興会(独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成十四年法律第六十三号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。)、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、年金積立金管理運用独立行政法人(年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第五百五号)附則第三条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。)、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百四十五号)附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第二十三号)附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。)、独立行政法人国際観光振興機構(独立行政法人国際観光振興機構法(平成十四年法律第八十一号)附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。)、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号。以下この号において「設置管理法」という。)、附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社(昭和五十九年法律第五十三号)により

解散した旧日本学校安全会を含む。)、国立教育会館の解散に関する法律(平成十一年法律第六十二号)第一項の規定により解散した旧国立教育会館、独立行政法人日本学術振興会(独立行政法人日本学術振興会法(平成十四年法律第五十九号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。)、放送大学学園法(平成十四年法律第五十六号)第三条に規定する放送大学学園(同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。)、独立行政法人日本芸術文化振興会(独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成十四年法律第六十三号)附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。)、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、年金積立金管理運用独立行政法人(年金積立金管理運用独立行政法人法(平成十六年法律第五百五号)附則第三条第一項の規定により解散した旧年金福祉事業団を含む。)、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成十四年法律第四百四十五号)附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構及び石炭鉱害賠償等臨時措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第二十三号)附則第二条第一項の規定により解散した旧石炭鉱害事業団を含む。)、独立行政法人国際観光振興機構(独立行政法人国際観光振興機構法(平成十四年法律第八十一号)附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。)、関西国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。))による改正前の旅客鉄道株式会社及び日

設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）、北海道旅客鉄道株式会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号。以下この号において「旅客会社法改正法」という。）による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構及び同法附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。）、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本消防検定協会、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、全国健康保険協会、日本年金機構、全国土地改良事業団体連合会、地方競馬全国協会、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、日本商工会議所、日本アルコール産業株式会社、高圧ガス保安協会、原子力発電環境整備機構、日本弁理士会、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、株式会社商工組合中央金庫、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）、新関西国際空港株式会社及び日本環境安全事業株式会社

五 (略)

第四十三條 (略)
255 (略)

本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）により設立された東日本旅客鉄道株式会社（旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人雇用・能力開発機構を廃止する法律（平成二十三年法律第二十六号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第七十号）附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構及び同法附則第六条の規定による廃止前の雇用・能力開発機構法（平成十一年法律第二十号）附則第六条第一項の規定により解散した旧雇用促進事業団を含む。）、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本消防検定協会、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、全国健康保険協会、日本年金機構、全国土地改良事業団体連合会、地方競馬全国協会、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、日本商工会議所、日本アルコール産業株式会社、高圧ガス保安協会、原子力発電環境整備機構、日本弁理士会、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、株式会社商工組合中央金庫、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧新東京国際空港公団を含む。）及び日本環境安全事業株式会社

五 (略)

第四十三條 (略)
255 (略)

6 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一（三）（略）

四 自動車安全運転センター、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、危険物保安技術協会、独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社国際協力銀行、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）、独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）、放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センターを含む。）、独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のみ園、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構を含む。）、年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。）、全国健康保険協会、日本年金機構、全国土地改良事業団体連合会、地方競馬全国協会、独立行政法人農

6 国の職員に係る法第四百二十二条第二項の表第四百十条第一項の項の下欄に掲げる政令で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のほか、次に掲げる法人とする。

一（三）（略）

四 自動車安全運転センター、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、消防団員等公務災害補償等共済基金、危険物保安技術協会、独立行政法人国際交流基金（独立行政法人国際交流基金法附則第三条第一項の規定により解散した旧国際交流基金を含む。）、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社、株式会社国際協力銀行、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人理化学研究所（独立行政法人理化学研究所法附則第二条第一項の規定により解散した旧理化学研究所を含む。）、独立行政法人日本学術振興会（独立行政法人日本学術振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本学術振興会を含む。）、放送大学学園法第三条に規定する放送大学学園（同法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園を含む。）、独立行政法人日本学生支援機構（独立行政法人日本学生支援機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本育英会を含む。）、独立行政法人日本スポーツ振興センター（独立行政法人日本スポーツ振興センター法附則第四条第一項の規定により解散した旧日本体育・学校健康センターを含む。）、独立行政法人日本芸術文化振興会（独立行政法人日本芸術文化振興会法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会を含む。）、独立行政法人労働政策研究・研修機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人国立高度知的障害者総合施設のみ園、独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人雇用・能力開発機構（同法による廃止前の独立行政法人雇用・能力開発機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧雇用・能力開発機構を含む。）、年金積立金管理運用独立行政法人（年金積立金管理運用独立行政法人法附則第三条第一項の規定により解散した旧年金資金運用基金を含む。）、全国健康保険協会、日本年金機構、全国土地改良事業団体連合会、地方競馬全国協会、独立行政法人農

業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、日本商工会議所、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本自転車振興会、独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会、日本アルコール産業株式会社、高圧ガス保安協会、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）、原子力発電環境整備機構、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（以下この号において「設置管理法」という。）附則第十九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法により設立された関西国際空港株式会社（設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。）を含む。）、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社及び日本環境安全事業株式会社

7・8
五（略）

業者年金基金（独立行政法人農業者年金基金法附則第四条第一項の規定により解散した旧農業者年金基金を含む。）、漁船保険中央会、漁業共済組合連合会、日本商工会議所、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十二号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本自転車振興会、独立行政法人日本貿易振興機構（独立行政法人日本貿易振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本貿易振興会を含む。）、自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定により解散した旧日本小型自動車振興会、日本アルコール産業株式会社、高圧ガス保安協会、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧新エネルギー・産業技術総合開発機構を含む。）、原子力発電環境整備機構、全国中小企業団体中央会、全国商工会連合会、株式会社商工組合中央金庫、独立行政法人奄美群島振興開発基金、独立行政法人国際観光振興機構（独立行政法人国際観光振興機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧国際観光振興会を含む。）、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、関西国際空港株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社、東京地下鉄株式会社、成田国際空港株式会社、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び日本環境安全事業株式会社

7・8
五（略）

○公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）（抄）（附則第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定飛行場）</p> <p>第一条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条の政令で指定する公共用飛行場は、函館空港、仙台空港、東京国際空港、新潟空港、松山空港、高知空港、福岡空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港及び那覇空港とする。</p> <p>（法第二十條の政令で定める空港）</p> <p>第十一条 法第二十條の政令で定める空港は、大阪国際空港とする。</p> <p>第十二条～第十六条 （略）</p>	<p>（特定飛行場）</p> <p>第一条 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条の政令で指定する公共用飛行場は、函館空港、仙台空港、東京国際空港、新潟空港、大阪国際空港、松山空港、高知空港、福岡空港、熊本空港、大分空港、宮崎空港、鹿児島空港及び那覇空港とする。</p> <p>第十一条～第十五条 （略）</p> <p>第十六条 削除</p>

改正案	現行
<p>（法第九十四条第一項の政令で定める法人）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、九州旅客鉄道株式会社、港務局、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、郵便局株式会社、郵便事業株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。</p>	<p>（法第九十四条第一項の政令で定める法人）</p> <p>第一条 文化財保護法（以下「法」という。）第九十四条第一項の政令で定める法人は、<u>関西国際空港株式会社</u>、九州旅客鉄道株式会社、港務局、四国旅客鉄道株式会社、首都高速道路株式会社、地方住宅供給公社、地方道路公社、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人科学技術振興機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人理化学研究所、独立行政法人労働者健康福祉機構、土地開発公社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本貨物鉄道株式会社、日本勤労者住宅協会、日本電信電話株式会社、日本放送協会、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、北海道旅客鉄道株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、郵便局株式会社、郵便事業株式会社及び地方公共団体の全額出資に係る法人で文化庁長官の指定するものとする。</p>

改 正 案	現 行
<p>（法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）<u>第二十八条第一項第一号、第二号及び第四号の事業</u> 独立行政法人空港周辺整備機構</p> <p>六～十四 （略）</p>	<p>（法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十八条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について不動産の権利に関する登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）<u>第二十八条第一項第一号から第三号まで及び第五号の事業</u> 独立行政法人空港周辺整備機構</p> <p>六～十四 （略）</p>

改正案	現行
<p>（法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第二十八条第一項第一号、第二号及び第四号の事業 独立行政法人空港周辺整備機構</p> <p>六～十四 （略）</p>	<p>（法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者）</p> <p>第四条 法第六十三条第一項の政令で定める公共の利益となる事業を行う者は、次の各号に掲げる事業について、不動産の表示に関する登記につき必要な調査若しくは測量をしようとし、又はその登記を申請しようとする当該各号に定める者とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第二十八条第一項第一号から第三号まで及び第五号の事業 独立行政法人空港周辺整備機構</p> <p>六～十四 （略）</p>

○財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号に規定する法人を定める政令（平成十三年政令第九号）（抄）（附則第二十六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構 二 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第四条第二項に規定する指定会社 三 株式会社日本政策投資銀行 	<p>財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律第五条第二項第三号の政令で定める法人は、次に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 関西国際空港株式会社 二 民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項に規定する民間都市開発推進機構 三 中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第四条第二項に規定する指定会社 四 株式会社日本政策投資銀行

○公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成十三年政令第三十四号）（抄）（附則第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（特殊法人等の範囲）</p> <p>第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 首都高速道路株式会社、新関西国際空港株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本環境安全事業株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、沖縄科学技術大学院大学学園及び日本中央競馬会</p> <p>二・三 （略）</p>	<p>（特殊法人等の範囲）</p> <p>第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の政令で定める法人は、次のとおりとする。</p> <p>一 関西国際空港株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、日本環境安全事業株式会社、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、沖縄科学技術大学院大学学園及び日本中央競馬会</p> <p>二・三 （略）</p>

○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）（抄）（附則第二十八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第二条第二号への政令で定める法人）</p> <p>第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号への政令で定める法人は、沖繩科学技術大学院大学学園、沖繩振興開発金融公庫、貸金業協会、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、原子力損害賠償支援機構、高圧ガス保安協会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、新関西国際空港株式会社、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本年金機構、日本弁理士会、日本放送協会、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、放送大学</p>	<p>（法第二条第一号への政令で定める法人）</p> <p>第一条 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号への政令で定める法人は、沖繩科学技術大学院大学学園、沖繩振興開発金融公庫、貸金業協会、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、関西国際空港株式会社、企業年金連合会、危険物保安技術協会、行政書士会、銀行等保有株式取得機構、警察共済組合、軽自動車検査協会、原子力損害賠償支援機構、高圧ガス保安協会、港務局、公立学校共済組合、小型船舶検査機構、国民年金基金連合会、国立大学法人、国家公務員共済組合、国家公務員共済組合連合会、市町村職員共済組合、指定都市職員共済組合、自動車安全運転センター、司法書士会、社会保険診療報酬支払基金、社会保険労務士会、首都高速道路株式会社、商品先物取引協会、消防団員等公務災害補償等共済基金、水害予防組合、水害予防組合連合、税理士会、石炭鉱業年金基金、全国健康保険協会、全国市町村職員共済組合連合会、全国社会保険労務士会連合会、大学共同利用機関法人、地方競馬全国協会、地方公共団体金融機構、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、地方住宅供給公社、地方職員共済組合、地方道路公社、都市職員共済組合、都職員共済組合、土地家屋調査士会、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本行政書士会連合会、日本銀行、日本勤労者住宅協会、日本下水道事業団、日本公認会計士協会、日本司法支援センター、日本司法書士会連合会、日本消防検定協会、日本私立学校振興・共済事業団、日本税理士会連合会、日本たばこ産業株式会社、日本たばこ産業共済組合、日本中央競馬会、日本鉄道共済組合、日本電気計器検定所、日本土地家屋調査士会連合会、日本年金機構、日本弁理士会、日本放送協会、認可金融商品取引業協会、農水産業協同組合貯金保険機構、農林漁業団体職員共済組合、阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、放送大学</p>

学園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

園、本州四国連絡高速道路株式会社及び預金保険機構とする。

○武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）（抄）（附則第二十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指定公共機関）</p> <p>第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一〜二十六 （略）</p> <p>二十七 新関西国際空港株式会社</p> <p>二十八〜三十九 （略）</p>	<p>（指定公共機関）</p> <p>第三条 法第二条第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。</p> <p>一〜二十六 （略）</p> <p>二十七 関西国際空港株式会社</p> <p>二十八〜三十九 （略）</p>

○職員 の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）（抄）（附則第三十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（退職手当通算法人） 第二条 法第六六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。 一 三十（略） 三十 削除 三十一 七十六（略） 七十七 新関西国際空港株式会社</p> <p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人） 第三十条 法第六六条の二第四第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げるものをいう。 一 四（略） 五 削除 六 二十九（略） 三十 新関西国際空港株式会社</p>	<p>（退職手当通算法人） 第二条 法第六六条の二第三項の政令で定める法人は、独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。 一 三十 三十 関西国際空港株式会社 三十一 七十六（略）</p> <p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人） 第三十条 法第六六条の二第四第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げるものをいう。 一 四（略） 五 関西国際空港株式会社 六 二十九（略）</p>

○特定独立行政法人の役員退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）（抄）（附則第三十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人） 第十六条 准用国家公務員法第百六条の二十四第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 削除</p> <p>六～二十九 （略）</p> <p>三十 新関西国際空港株式会社</p>	<p>（内閣総理大臣への事前の再就職の届出に係る特殊法人） 第十六条 准用国家公務員法第百六条の二十四第一項第二号の政令で定める法人は、次に掲げるものをいう。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 関西国際空港株式会社</p> <p>六～二十九 （略）</p>